

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市こども計画（案）の概要について	・・・・・・・・・・ 1～2
上越市こども計画（案）	・・・・・・・・・・ 別冊

上越市子ども計画（案）の概要について

所管委員会	厚生常任委員会
提出課	子ども家庭センター

1. 計画策定の背景・趣旨

- 令和5年4月に施行した「子ども基本法」において、全ての子どもや若者が、権利の擁護を図られながら、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる“子どもまんなか社会”の実現を目指し、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を示した「子ども大綱」を勘案の上、「市町村子ども計画」の策定に努めることとされた。
- 当市においても、「上越市子ども・子育て支援総合計画」の計画期間の終了に当たり、各種施策のより一層の推進を図るため、同計画の基本理念や取組を継承しつつ、子育て家庭の状況や子ども・若者の意見を十分に勘案し、子ども大綱等にある新たな視点や取組を取り入れながら、子ども・若者、子育て施策の総合的な指針として「上越市子ども計画」を策定する。

2. 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども基本法第10条に基づき策定する「市町村子ども計画」であり、子どもに関連する法律に基づく各種計画を包含している。

また、上越市子ども・子育て支援総合計画の基本的な考え方について、現状や子ども・若者の意見、各種法律等に照らして再整理した上で継承するとともに、上位計画となる上越市第7次総合計画や上越市第3次地域福祉計画等との整合性を図った。

3. 計画の期間

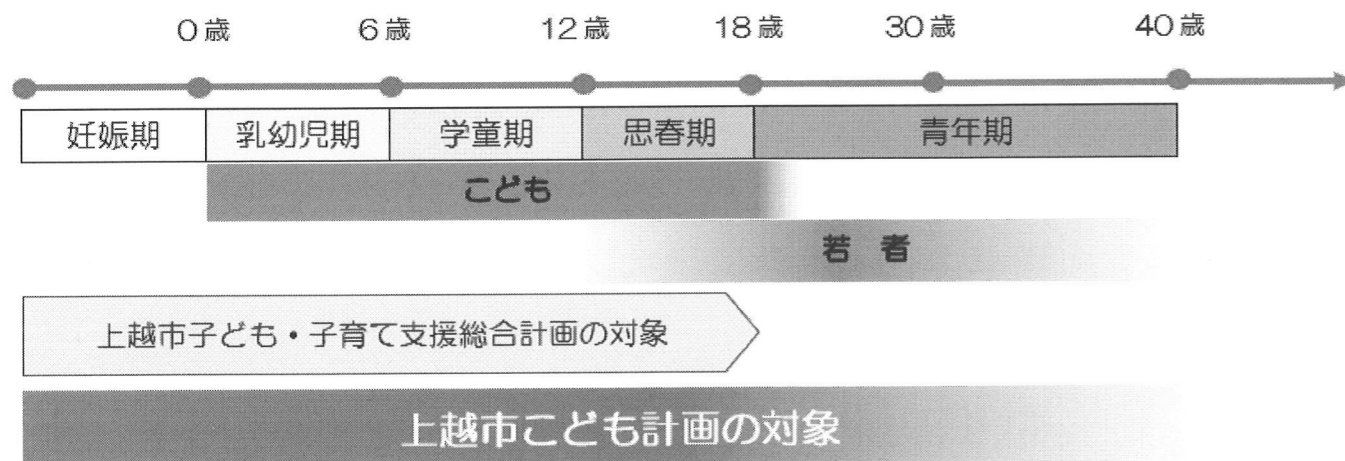
令和7年度から令和11年度までの5年間

4. 計画の対象

「上越市子ども・子育て支援総合計画」では、主に18歳未満の子ども及び子育て家庭を計画の対象としてきたが、本計画は子ども基本法の理念に基づき、全ての子ども、若者、子育て家庭、地域、教育・保育施設、企業、行政など、子育てに関わる全ての市民や団体を対象とする。

また、本計画における「子ども」とは、おおむね18歳未満を指し、「若者」とはおおむね思春期から30歳未満までを指すが、年齢が重なる部分があることから明確に区分せず、施策によっては40歳未満までを対象とする。

【上越市子ども計画における子ども・若者のイメージ】



5. 計画の策定に向けた検討体制

- (1) 上越市子ども・子育て会議
公募による市民を始め、保護者、事業者、労働者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者及び学識経験者からなる「上越市子ども・子育て会議」において審議
- (2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査
計画策定の基礎資料とするため、子どものいる家庭の生活実態等を把握するとともに、子ども・子育て家庭を取り巻く現状や、抱えている課題を整理することを目的にアンケート調査を実施
- (3) 子ども・若者の意見の聴き取り
学校や地域のイベント等に出向き、子ども・若者の多様な意見を聴取（意見聴取先：高田北城高校、上越高校、上越教育大学、県立看護大学、子ども食堂や市小中学校PTA連絡協議会イベント、公民館事業等全13回）したほか、関根学園高校生徒会から提案を受けた。
- (4) パブリックコメントの実施（予定：令和6年12月25日から令和7年1月23日まで）

6. 施策検討の視点

アンケート調査や子ども・若者への意見聴取で把握した内容を集約し、今後の施策を検討する際に意識すべき視点として整理。この視点とともに、これまでの取組から見えた課題や子ども大綱等で示された事項も踏まえながら、各種取組を検討する。

(1) アンケート調査から見えた主な傾向や課題

傾向や課題	施策検討の視点
養育費について書面等で取り決めている割合は44.9%にとどまる	ひとり親家庭への経済的支援
一般層に比べて困窮層の子どもの体験機会の割合が低い	子どもの体験の場の確保
親の就労割合が高い（父98.7%母89.7%）	共働き・共育の推進
結婚支援として出会いの場づくりを希望する割合が高い（47.5%）	出会いの場づくり

(2) 子ども・若者からの主な意見・要望

子どもや若者の意見・要望	施策検討の視点
進学しやすい環境を整えてほしい	進学に向けた支援
SNSや紙媒体等、多様な手段による情報発信をしてほしい	情報発信の強化
学校以外でも居場所だと思えるところがほしい	子どもの居場所づくり
結婚支援の色々な政策を知る機会があると良い	結婚を希望する人への支援
将来の就労について一緒に考え、助言してほしい	若者の就労や起業、自立支援

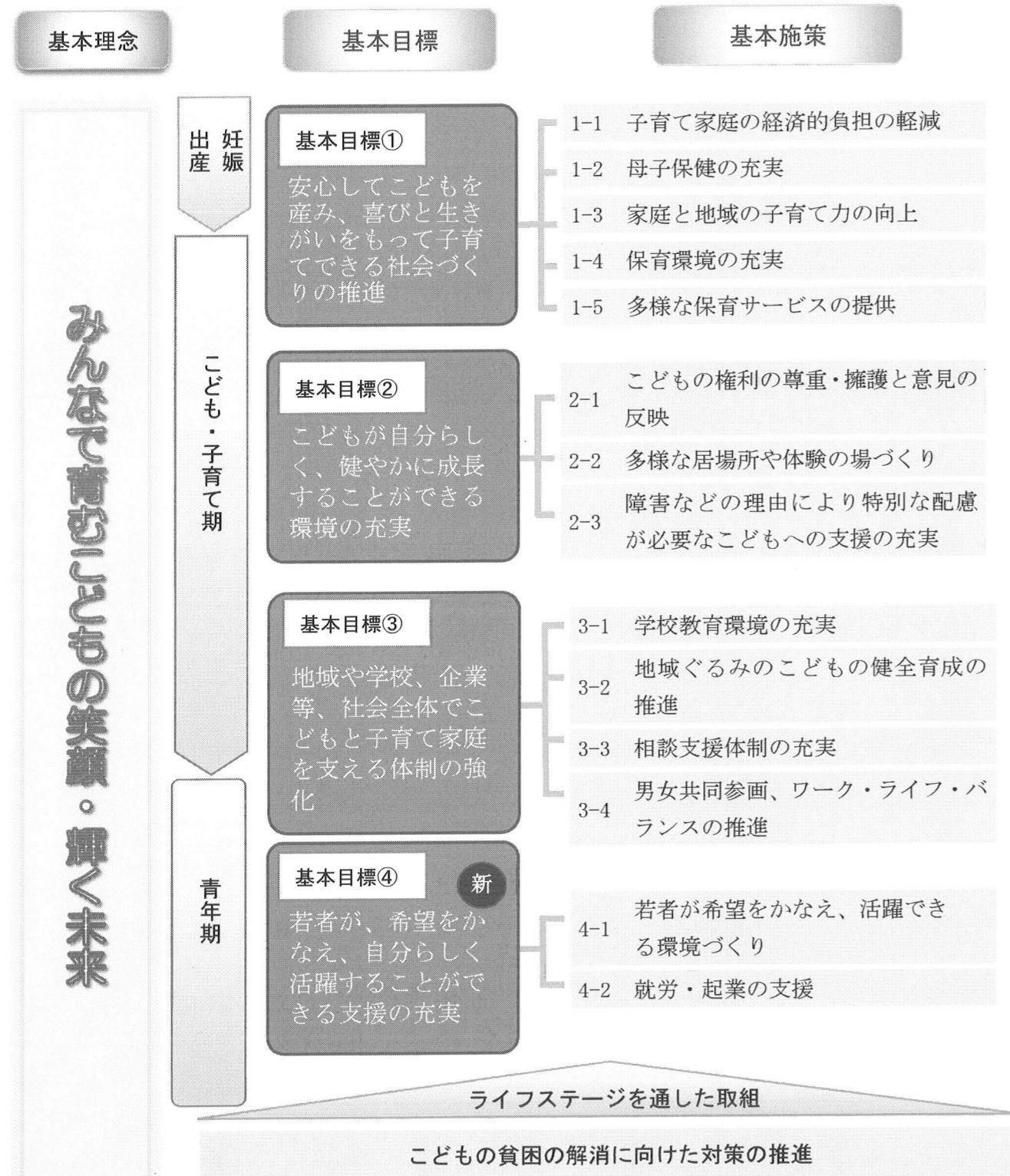
7. 計画の基本理念、基本目標及び基本施策の考え方

(1) 基本理念 みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来

- ・「上越市子ども・子育て支援総合計画」の基本理念である「みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来」には、次代を担う子どもや若者一人一人が、地域社会の支え合いや助け合いの下、優しく、あたたかく見守られ、そして生まれることの大切さを示すとともに、その権利が守られ、安全・安心な環境の中で笑顔と希望があふれる生活を送り、輝かしい未来を歩んでほしいという普遍的な願いが込められている。
- ・「上越市第7次総合計画」や関連計画の基本理念のほか、子ども基本法や子ども大綱が目指す「こどもみんなか社会」の考え方、さらには今後の施策の方向性とも整合が図られることから、本計画においても前計画の基本理念を引き継ぐこととする。

(2) 基本目標及び基本施策の考え方

- ・基本目標は、子ども・若者の視点に立ち、分かりやすく示すため、ライフステージごとに整理するとともに、新たに青年期である若者に関する目標を加え、その達成に向けた14の基本施策を設定した。
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進」は、ライフステージを通して縦断的に実施する施策として位置付けた。



※ 【新】は新規掲載事業

※ 現時点での計画であり、今後変更の可能性あり

1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業、養育費の取決め支援【新】
特別支援学校の児童生徒に対する通学支援【新】

1-2 産後ケア事業（訪問型・来所型・宿泊型）【新】、母子保健等におけるデジタル技術の活用【新】

1-3 地域の子育て支援団体との連携・協力【新】、外国人市民等へのコミュニケーション支援

1-4 保育園の適正配置、保育業務支援システムの導入【新】

1-5 ファミリーヘルプ保育園、病児・病後児保育事業
昼食配食サービスの実施と昼食代の支援（放課後児童クラブ）【新】

2-1 こども・若者の意見の聴取・反映【新】、こどもの権利学習、こどもの虐待予防推進事業

2-2 こどもの居場所づくり、はじめて絵本事業【新】、こどもの学習・生活支援事業【新】

2-3 保育所等訪問支援【新】、児童発達支援事業

3-1 キャリア・スタート・ウィーク推進事業【新】、学習指導支援事業（教育補助員、LD指導員等）、不登校児童生徒教育支援室（子ども未来サポートC o C o M o）
外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業

3-2 防犯教室、夢・志チャレンジスクール事業【新】、地域クラブ活動の推進【新】

3-3 こどもに関する相談窓口【新】

3-4 ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援【新】

4-1 若者活躍応援補助金【新】、若者同士の交流の機会の創出【新】、結婚活動支援補助金【新】
若者奨学金返還支援【新】、若者の自立支援事業

4-2 高校生の市内企業見学会【新】、創業スタートアップ支援補助金【新】

○教育の支援 ○生活の安定に資するための支援 ○保護者の就労の支援 ○経済的支援	こどもの学習・生活支援事業、こどもの権利学習 こどもに関する相談窓口、妊産婦新生児訪問指導事業 ファミリーヘルプ保育園、ひとり親家庭等の自立支援 就学援助費（要保護児童及び準要保護児童生徒援助費）
---	---